



事業計画書

2026 年度

公益社団法人やどかりの里

さいたま市見沼区中川 562



対話と協働で活動ビジョンを描く

多様なニーズにどう応えていくか

I. 私たちを取り巻く状況

2026 年は障害者権利条約採択から 20 年、障害者自立支援法(現在の障害者総合支援法)施行から 20 年となる。この間、障害福祉を取り巻く状況は大きく変わった。2008 年、全国一斉提訴した障害者自立支援違憲訴訟を皮切りに、多様な人権運動が展開されてきた。生活保護引き下げ違憲訴訟、優性保護法違憲訴訟、精神医療国賠訴訟、65 歳問題を訴えた天海訴訟など、いずれも法制度の違憲性を司法に訴え、日本社会が抱える偏見・差別の根深い問題を浮き彫りにした。優生保護法問題は現在、原因究明、再発防止策などを協議する検証会議や国との定期協議が始まっている。再発防止のための方策を検討し、国内人権機関の設置などに向け運動の力を結集させることが求められている。同時に、被害を受けたすべての人へ補償が行き届くようリーフレットの配布などが行われている。また、生活保護引き下げ違憲訴訟は司法の軽視とともとれる厚労省の姿勢に新たな審査請求の動きが検討されている。

一方、障害分野は市場化の流れが進み、専門性の低下が懸念され、障害のある人への虐待はこの 10 年で 2 倍に増えた。日額払いによる報酬支払制度や常勤換算方式の導入、度重なる報酬改定で職員の非正規化が進み、実践現場における職員不足は深刻だ。2025 年度にきょうされんが実施した緊急調査でも事業所の約 84%が職員不足と回答し、正規職員の充足率は 56%, 新卒者の採用は 14%に留まっている。職員不足は支援の質の低下を招きかねず、障害福祉制度の抜本的な見直しや基本報酬の拡充などが求められる。

精神医療においては、厚労省は地域医療構想の中で精神科病床の削減の方向性を打ち出した。この機会に差別的な精神科医療が抜本的に見直されるのかが重要である。病院から地域へという動きの中で、地域生活を支える体制は脆弱であり、入院している人の退院後の暮らしはどうなるのか。これらの動きが、精神医療の構造改革の実現につながるためには、国連の権利委員会が示した総括所見が求める精神医療・保健福祉改革に、国が本腰を入れて取り組むことが求められる。

自然災害の影響も大きい。2024 年 1 月に発生した能登半島地震はその後の豪雨災害も重なり、人口減少なども相まって福祉事業所は深刻な担い手不足が続いている。障害のある人の暮らしの再建はまだ道半ばだ。そして、東日本大震災から 15 年、福島第一原発事故で県外に避難している人は 4 万人以上と推計されている。今般の物価高騰も 1 人 1 人の暮らしへの影響、事業運営など法人全体にも影響を及ぼす。こうした状況を見過ごすことなく、幅広く連帯し声を上げていく。

2026 年は憲法公布から 80 年になる。現政権は安全保障政策の強化、改憲原案を作成する条文起草委員会の設置など憲法改正の動きを強めている。国際情勢も緊迫し、今年 2 月、国際法を無視してアメリカとイスラエルによるイランへの軍事攻撃で、多くの命が奪われた。私たちの日常生活にも大きな影響を及ぼしている。ロシアのウクライナ侵攻も終わりが見えない。戦時下で障害のある人たちは厳しい状況に置かれ、また戦争は障害者を生み出す。

2026 年度は、国内外の情勢を捉えつつ、人

権保障のたゆまぬ運動を進め、精神障害のある人の地域支援態勢づくりに知恵を出し合い、実践を積み重ねていく。

Ⅱ 活動方針

やどかりの里は活動の節目で調査活動に取り組み、障害のある人の実態を掴み活動を進めてきた。1999年～2000年にメンバーと職員の状態調査、2006年に家族の状態調査に初めて取り組んだ。2024年～2025年には3つの状態調査（職員・メンバー・家族）に取り組み、いずれの調査からも未だ変わらない精神医療の構造的な問題、家族依存の課題が鮮明になった。

2026年度は状態調査の結果を共有し、地域に障害福祉サービスが乱立する中で、やどかりの里の果たす役割を確認し合い、地域支援体制づくりに向け中期的活動ビジョンを確認していく。今回の状態調査では、メンバー、家族がやどかりの里のことを大切に考えている声も多く聴かれた。改めて対話と協働の実践を基本に、メンバー、家族の経験を共有し、生かし、共同創造を法人全体に根づかせるべく以下の3点を重点方針とする。

1) 話し合いを重ね 60周年に向けたやどかりの里の活動ビジョンを描く

ビジョン検討委員会を設け、やどかりの里の3つの状態調査の結果を共有し、課題を明確にする。メンバー、家族、職員、役員らで継続的な話し合いを行う。併せて、地域で活動する民間団体や市内の精神科医療機関などとも状態調査から見えてきた課題を共有し、今後の精神保健医療福祉、地域生活支援のあり方を議論していく。これらの機会を通してやどかりの里で取り組むこと、地域の関係者とともに取り組むことを整理し、60周年に向けた活動ビジョンの具体化を図る。

2) 生活支援活動のあり方を見直し、メンバー、家族が参画する機会を広げる

精神科病床削減の方向性が検討されていく

中、退院後の地域生活をどう支えるのか、入院している人たちのニーズを把握しつつ、地域支援の課題を明らかにする。ベルギーやイタリアなど、入院中心から地域生活中心へ政策転換した実践から学びながら、やどかりの里としての生活支援のあり方を検討し、具体的な取り組みにつなげる。また、障害者総合支援法は、支援者と支援される人を二分し、職員中心の活動に傾きやすい。やどかりの里のさまざまな活動にメンバー、家族が参画できる機会を幅広く創り出し、彼らの体験に基づく知見を活かした取り組みを広げていく。

3) 社会を見る目を育て、人権意識を磨くための学習、そして社会に働きかける運動への参画

看過できない国内外の諸問題があり、生きづらさを抱える人たちが広がっている。障害福祉サービスにも効率や競争という考え方が入り込み、その結果、視野が狭まり、ゆとりが失われる。今問われているのは私たちの人権意識ではないか。だからこそ、意識的に社会の動きに関心をもち、学び、障害のある人の実態とニーズに照らして、何が大切なのか、自分たちで考えていく必要がある。それは人権意識を磨くことに他ならない。国連の障害者権利委員会の総括所見は、日本に対し、能力主義、優生思想からの脱却を求めている。日本国憲法や障害者権利条約を基本にして、社会の事象を読み取る学習を続け、障害福祉領域に限らず、子どもや女性、高齢分野の人たちとの幅広い連帯を進めていく。

Ⅲ 事業計画

1. 法人本部

総会及び理事会の決定に基づき、三役会、責任者会議で全体を把握しつつ、各事業所等の課題を速やかに共有し対処できるよう円滑な法人運営を図る。事務局は、公益法人、労務等の諸手続き、財政状況の共有を行う。また、積極的に会員拡大を図る。

1) 各会，行事の開催

- ① 定時総会：6月20日
- ② 定例理事会：年4回程度
- ③ 責任者会議：毎月
- ④ やどかりミーティング：6月・8月，2月を除く各月
- ⑤ 職員会議：常勤（11月・4月），非常勤（年2回）
- ⑥ 職員研修
- ⑦ 行事

2) 機関紙の発行，情報発信

会員向けに機関紙「やどかり」を発行（各月15日）．広報委員会を中心にホームページやパンフレットの見直しを図り，各所において積極的な情報発信を行っていく．

3) 財務

6月に障害福祉サービス報酬の臨時改定が行われる．また，物価高騰など不安定な財政状況が続く．理事会，責任者会議を中心に収支状況を把握し改善を図る．

公的補助金だけに依拠しない財政づくりに向け，助成金の積極的活用やクラウドファンディングの情報収集を行う．

4) 労務

処遇に関しては，社会保険労務士と密に連携し，諸制度の変更に適切に対応する．これらの周知や諸規則の整備等を行う．

5) 研修体制

入職1～3年目の職員を対象とした新人研修を継続しつつ，職員としてつけていきたい力を共有し，経験年数に応じた研修体制の構築を図る．法人内にとどまらず，全国で開催される研修に参加していく．

6) やどかりの里の輪を広げる

法人会員，支える会の会員を増やす．また，ボランティア制度を活用するなど，やどかりの里の活動に参加しやすい体制を整える．

2. ビジョン検討委員会

2024年度に職員の状態調査，2025年度にメンバー，家族の状態調査を実施した．3つの状態調査から見えてきたことを共有し，60周年に向けてやどかりの里が取り組むべきことを明らかにする．そのためにビジョン検討委員会を開催し，メンバー，家族，職員等での話し合いを重ねる．

3. つなぐ・つくるプロジェクト

2020年に開始したプロジェクトが6年目に入った．地域の団体や企業，自治会や学校など，これまでのつながりをさらに広げていく．また，活動拠点となるエシカルカフェとしょかんのとなりの運営も4年目に入り，地域の人が気軽に立ち寄ることができ，やどかりの里とのつながりが生まれる場として，運営していく．

4. 相談支援活動

相談支援事業は，さいたま市からの委託を受け，基幹相談支援センターと市町村相談支援事業の運営を担うとともに，特定相談支援事業を運営し，見沼区，大宮区，浦和区の地域においてそれぞれの機能を生かして活動を展開する．特にさいたま市委託事業においては，2025年度から2029年度までの5年間の委託契約の2か年目となり，事業計画の実行状況を確認しながら取組みを進める必要がある．

障害のある人や支え手となっている家族が地域に何を望んでいるのかを中心に据え，当事者や家族が参画できるような地域の体制づくりを進めていくことが重要だ．

1) 地域生活支援拠点の体制整備

さいたま市では，2021年度より地域生活支援拠点機能（以下，拠点機能）の体制整備を

地域のネットワークで支える「面的整備」とすることを位置づけた。2026年度は拠点機能登録事業所を中心に、各区の実情に応じ、推進に向けた具体的な検討を進めることが必要だ。拠点機能を活用し、ネットワークを軸として、地域の中で暮らす障害のある人を支える体制づくりを進める1年とする。

2) 障害者支援地域協議会の運営

2025年度で10区すべてに基幹相談支援センターの整備と障害者支援地域協議会(以下、地域協議会)が設置された。各区の障害福祉サービス事業所等と協働し、障害のある人やその家族が抱える困難さや生活環境の課題を整理し、具体的な取り組みにつなげる。さいたま市として対応が必要な地域課題について、市内10区地域協議会と連携し、さいたま市自立支援協議会へ提案し、課題解決に向けた取り組みにつなげる動きを積極的につくる。

3) 各相談支援事業の整理

さいたま市内の障害福祉サービス事業の利用を希望する障害のある人は年々増加傾向にある。障害者生活支援センターは特定相談支援事業を運営することによって、地域の計画相談支援事業利用者への対応を積極的に行ってきた経緯がある。一方、基幹相談支援センターは地域の相談支援の中核を担う機関としての業務が年々強化されている。障害者生活支援センターが複数の事業を担っていることから、それらの業務に不均衡が生じており、機能や役割の整理が必要となっている。相談支援体制の再整理を行うため、市内11か所の障害者生活支援センターと連携し、現状を明らかにするための取組を行う。

5. 生活支援活動

55周年記念事業の一環として実施した状態調査の結果を受け、メンバーや家族が安心して地域生活を送れるよう、既存の社会資源を有効活用し、地域のネットワークをつくりながら、生活支援活動の充実を図っていく。

1) 活動支援センターの機能強化

活動支援センター(I型)は、市内に5か所あり、地域のニーズや活動づくりについて話し合いを継続している。精神保健福祉士が必置となっており、それぞれの地域ニーズを反映させながら、専門性を活かした地域資源としての役割を果たせるように取り組む。

具体的には、憩いの場の運営、電話相談や面接相談の他、訪問による支援を強化し、1人1人のニーズに対応できる支援体制を整える。

また、必要な支援につながっていない人たちとのつながりをつくっていくために、関係機関との連携を進めるほか、試行的な取り組みとして、食事会や生活に関する講座の開催、地域との交流イベントなどに取り組む。これらの活動に、メンバーや家族がボランティアで参加する機会をつくり、地域の人たちの参加も促進していく。

また、ピアサポーターが定期的に活動支援センターに出向き、仲間の話を聴く機会をもつなど、活動支援センターの場を活用したさまざまな取り組みを試行的に行う。

2) 地域移行・地域定着の支援を進める

さいたま市地域移行・地域定着支援連絡会に参加し、市内関係機関との連携をとりながら退院支援の取り組みを進める。

市内精神科病院への定期的な訪問調査を継続し、病院内での入院者との交流会の企画にも取り組む。また、退院後の地域定着支援においても、ピアサポーターの支援を積極的に取り入れながら、サポート体制を構築していく。地域生活の中で新たにピアサポーターとのつながりをつくるのが、生活の安定や再入院を防ぐことができるようにする。

現在退院支援に関わるピアサポーターは4人。退院支援を進めるためには、ピアサポーターの養成が必須となる。今年度は、退院支援に従事するピアサポーターの養成研修を実施し、仲間を増やしていく。また、訪問支援員研修を受講し、入院者訪問支援事業に取り組める体制をつくる。

3) 居住支援のビジョンづくり

地域移行を推進し、不必要になった精神科病床を削減していくという構造改革が検討されている。そうした中で、削減された病床にいた人たちが、どこに退院し、どのように暮らしていくのか、地域の支援体制が脆弱な中で、新たな課題を生み出すことになる。

家族の元に退院するか、グループホームに退院するか、退院先の選択肢が少なく、障害者権利条約第 19 条が示す「誰とどこで暮らすかを選択する権利」が保障されていない現状がある。地域生活を支えるためには、専門的な支援があること、仲間による支援があること、選択肢があることが重要である。

そこで、今年度新たに「居住支援のビジョンを考えるワーキングチーム」をつくり、宿泊型自立訓練の機能の見直し、グループホームのバリエーションの検討など、必要な居住支援のあり方を検討し、具体的な取り組みにつなげていく。

6. 労働支援活動

メンバー1人1人の「働きたい」という思いを尊重し、個々のペースに応じた柔軟な働き方を保障できる「働く場」づくりに取り組む。働くことを通して、自分らしい生活を築き、地域の人や団体とのつながりを意識しながら、地域の一員として安心感を持って働き、暮らしていけるよう支えていく。

また、メンバーと職員がともにやりがいを感じ、目標を持って働ける環境を整える。併せて、精神障害者の体験を生かして活動するピアサポーターが働きやすい環境を整えるため、暮らしの場や日中活動の場と連携をしていく。

働く場の質の向上を図り、誰もが自分のペースで働き続けられ、地域の中で安心して暮らしていける環境づくりを目指していく。

1) 労働支援活動の再構築

近年、労働支援活動において、高齢化に伴う身体機能の低下への支援の必要性、報酬の日額払い制度や利用者数の減少による事業運営の不安定化、作業スペースや人員配置の脆

弱さといった課題が議論されている。

メンバーの「働きたい」という思いを実現し続けていくためには、より多くの障害のある人に安定した「働く場」を提供していくことが欠かせない。一方で、1人1人に合わせた必要な支援を確実に行える環境整備や人的配置の視点を踏まえた労働支援活動の再構築が求められる。そのためには、まず労働支援活動に関わる各事業所の現状や課題をメンバーとも共有し、これからの「働く場」のあり方について話し合い、事業内容の見直しや法人所有建物の有効活用も視野に入れながら、今後の労働支援活動としての事業展開を、可能などころから具体的に取り組んでいく。

2) 地域と協力し合う関係を育てる

地域のイベントへの参加にとどまらず、これらの機会を活用して地域とのつながりを深め、企業・団体・学校などとの事業面での連携の可能性を探っていく。その中で、地域に暮らす1人1人が、障害のある人への理解が深められるよう意識しながら、地域との関係づくりに取り組む。

これらの取り組みを通して、各事業所およびそこで働く1人1人が、自分に合った方法やペースで社会や人とのつながりを感じ、その人なりの役割を担っているという実感を得られるような機会を大切にしていく。

7. セルフヘルプネットワーク

1) メンバー交流会

定期的にメンバー交流会議を開催し、「メンバー交流会」の企画立案、運営に取り組む。メンバー交流会議の4つの柱は「メンバーのよこのつながり」「いろいろな人たちとの出会い」「やどかりの里の将来像を考え合う」「メンバーの力を反映させる仕組みづくり」である。2025年度はBBQなどのレクリエーションだけでなく学習と話し合いの機会をつくることができた。2026年度は、改めて4つの柱を確認して共通認識を持ち、メンバーへの周知も図りたい。第24回（春季）スポーツの会、第25回（秋季）バーベキュー大会、第26回

（冬季）ミーティング兼イベントを企画，検討を始めている。

また，会議の参加者を広く募り，今後のメンバー交流会のあり方について話し合いを重ねる。やどかりの里理事会のメンバー理事改選の年でもあり，メンバー交流会議から推薦を行う。

2) 浜砂会

活動は，第2木曜日の定例会，第4土曜日の談話会（自由な話し合い，喫茶ルポーズでの食事会）。2026年度の定例会は，次の内容で開催予定。

4月 散策（東京都王子の桜見物，渋沢栄一資料館など）

5月 第49回 浜砂会定期総会

6月 やどかりの里 佐藤晃一様のお話

7月 鴻巣済生会病院 グループホーム夢の実ハウス見学

9月 おやじの会との交流会（ゲスト増田一世様）

10月 当事者会ウィーズ代表竹内政治様のお話

11月 やどかりの里 職員さんのお話「親亡き後のくらしの工夫」

12月 エシカルカフェとしょかんのとなりでのランチ

1月 新年会

2月 やどかりの里 職員さんのお話

3月 1年の総括

今年度も，やどかりの里のお力添えをいただきながら，浜砂会は学び合い，支え合う活動を進めていく。

3) おやじの会

（1）毎月1回の定例会実施

- ・出席会員による近況報告，意見等を記録し，議事録を作成し，発言者名はA，B等（匿名）として，おやじの会 LINE に掲載する。

- ・定例会は，毎月1回，原則として第4火曜日に開催。年12回実施。

- ・議事録は，蓄積を待って，限られた範囲（やどかりの里，浜砂会等）に公表して，ご意見，アドバイスを求めることも検討する。

- ・定例会での会員の意見交換（議論），報告，

会員によるアドバイス等は，会員および当事者の福祉，幸福感の増進，向上（会に参加して良かったと思えること）を目的としているが，実態を客観的に評価出来るよう努力したい。

（2）外部に出て，相談業務を実践。2026年度中，計3回程度実施したい。

（3）家族会連絡会の行政への要望と家族教室への参加

8. 委員会活動

1) 危機管理委員会

法人活動のさまざまな場面で予測される危機的状況への対策を講じるため，定期的に危機管理委員会を開催する。委員会のもとに設置する感染症対策部会は年4回，防災部会は年2回開催し，BCP（事業継続計画）の内容，事業所におけるリスク軽減の対策など適宜見直しを行う。改善が必要な場合は危機管理委員会でも協議し，具体的な対策を講じる。また，法人全体で感染症・防災対策の各訓練も継続的に行う。

活動中における事故やヒヤリ・ハット事例の集積，分析を行い，重大事案に至らないよう改善策を提案する。また，必要時にはハラスメント委員会を招集し，即時に対応できる体制を整え，研修会を開催し職員への周知を図る。

2) 権利擁護委員会

権利擁護委員会を定期的に開催し，人権意識の向上と支援の質を高めていくことを目的とした研修を企画，実施する。

今年度は，虐待防止部会，身体拘束適正化部会を毎月定例開催し，各事業所の現状や課題から必要となる研修を企画していく。また，法人の倫理綱領や各指針を日常実践の場に浸透させていくため，他法人の取り組みを学び，互いに権利意識の向上を図ることを目的とした実践交流や，メンバー，家族，職員で意見を出し合える場などを検討し，研修を企画する。